

変更理由書

本市の中心部にあった陸前高田駅を中心とした市街地は、東日本大震災による津波被害により住宅、公益的施設、業務施設等の大部分が流失しており、早期の復興が全市的に必要となっている。このことから、今後、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる防災・居住機能を有した市街地を形成するため、平成24年8月31日に「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）」を都市計画決定した。

その後、西区の消防署等の公益的施設と東区の防災拠点施設が連携し、一団地として避難住民の受入れや救援物資の分配を行うことにより市域全体における防災機能の強化を図るため、「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）」として、平成25年10月15日に都市計画を変更した。

今回、西区の栃ヶ沢公園について、関連施設用地と一体的に整備を行うことで利便性、有効性及び機能性の向上を図るため、面積を拡大する。また、多目的広場と緑地の一部について、地区外で別途施工している道路整備の影響範囲を区域から除外する。

以上のとおり西区の計画区域を一部変更する必要があるため、陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田北地区）を本案のとおり変更する。